

パブリックコメントを踏まえた検討の方向性について（案）

パブリックコメントの提出状況（資料2参照）を踏まえ、概ね以下の方向性で検討を継続してはどうか。

1. 相談・苦情の発生状況の検証について

相談・苦情の発生状況について、平成20年の改正割賦販売法施行前と、近時の傾向を比較するという観点で、後日、国民生活センターから御説明を頂く。

2. 今後の検討におけるパブリックコメントの取扱いについて

パブリックコメントの御意見には、中間的な論点整理における各論点について、多様な理由から賛否等が示されており、これらの御意見を参考としつつ、中間的な論点整理に基づいて更なる議論を進める。

なお、中間的な論点整理の文言修正を求める趣旨の御意見があるが、今後の検討の参考とするためパブリックコメントを募集したものであり、御意見の趣旨は今後の小委員会での検討の参考とするが中間的な論点整理の文言は変更しない。

3. 検討の進め方について

第8回（今回）：「パブリックコメントを踏まえた今後の検討の方向性」、「加盟店の調査にかかる事項の具体的な制度設計」

第9回以降：順次以下の事項を検討

- ・「個別信用購入あっせんにおける規制対象の見直しの要否」及び「取引の電子化に対応するための技術的事項」¹
→各事項の要望主体からの御提案をもとに検討する。

- ・「1. 2. マンスリークリア取引について」
→相談・苦情発生状況の分析をもとに措置の必要性、措置した場合の社会的負担の分析をもとにした措置の妥当性を検討する。

- ・「2. セキュリティ対策の方向性」について
→「2. 1. クレジットカード番号情報等の保護について」につき、個人情報保護関係保護法令の見直しを含む制度改正の動向と割賦販売法における規定の関係性について整理案を御提示した上で検討する。
→「2. 1. クレジットカード番号情報等の保護について」及び「2. 2. クレジ

¹ 第1回 割賦販売小委員会 資料5

ットカード利用時の不正使用対策について」につき、「2. 3. セキュリティ対策向上の実効的な推進のあり方について」の取組状況を御報告した上で検討する。

- ・「加盟店の調査にかかる事項の具体的な制度設計」及び「イシューによる相談苦情対応等について」

→本日の御議論を踏まえ、更なる整理案を御提示して検討する。